

令和4年度 第2回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和4年8月26日（金）午後1時00分～午後2時10分
- (2) 場 所：県本庁舎1階 漁業調整委員会室（鹿児島市）
熊毛支庁第1会議室（西之表市）
屋久島漁業協同組合本所 組合長室
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) 知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) 知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (4) 稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針について（協議）
→ 原案のとおりとすることに決定。
- (5) 令和5年の漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針について（協議）
→ 原案のとおりとすることに決定。
- (6) くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用
について（報告）
→ 報告事項について了承した。
- (7) 全国海区漁業調整委員会連合会総会について（報告）
→ 報告事項について了承した。

令和4年度 第2回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和4年8月26日（金）午後1時00分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
川東 守昭	漁業者・漁業従事者	出席
川南 進	漁業者・漁業従事者	欠席
甲山 博明	漁業者・漁業従事者	出席
森田 忠寛	漁業者・漁業従事者	欠席
久賀 みず保	学識経験者	出席
久米 元	学識経験者	欠席
稲盛 重弘	中立	出席
八板 俊輔	中立	出席

出席 7

欠席 3

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	久保 菌 隆
次長（技術主幹兼水産係長）	山本 伸一
書記（水産係 水産技師）	櫻井 正輝

令和4年8月26日午後1時00分開会

【開会】

○久保菌事務局長

それでは、定刻になりましたので、令和4年度第2回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、3会場に分かれたWEB会議で開催いたします。また、久賀委員はWeb会議システムによる出席といたします。御不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

会議の進行方法について、前回と同様でございます。

ご発言の際は、順番に1人ずつ行っていただき、普段よりも大きな声で、ゆっくりとご発言くださるようお願いいたします。

会議中、音声が聞こえづらいなどございましたら、お近くの職員までお声かけください。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会を進めさせていただきますが、本日は、委員10人中7人の出席をいただいております。熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

また、本日は、県水産振興課の 漁業監理係 富安技術主幹兼係長、漁業調整係 村田技術専門員、福元水産技師 にご出席をいただいております。

後ほど、関係議題についての説明や進行の補助をしていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を開会いたします。

本日の議題は、会次第に示しております

「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」、

「知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）」、

「知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問）」、

「稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針について（協議）」、

「令和5年の漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針について（協議）」、

「くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」、

「全国海区漁業調整委員会連合会総会について（報告）」

の合計7件としております。

○久保菌事務局長

それでは開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

○甲山会長

皆さんこんにちは。大変暑い中、漁業調整委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本来は皆さんと顔を合わせながら、海区漁業調整委員会を開催したいところですが、コロナウイルスの影響でそれもできず、大変残念でございます。いつの日か皆さんと顔を合わせて会が開催できる日がくることを期待しております。

本日も重要な事項が複数ございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○久保菌事務局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせて頂きますが、規程により、座長は会長が務めることとなっておりますので、甲山会長よろしく願いします。

○甲山会長

規程に基づきまして、座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

なお、発言は挙手の上、了承を得てから行うようにお願いいたします。

また、水産振興課の方は、委員発言の補助をよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

それでは、今回は川東委員と久賀委員を指名いたしますので、よろしく願いします。

○川東委員，久賀委員

はい。

○甲山会長

それでは、議事に入ります。

議題1は、「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」ですが、これは議題2の「知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）」、議題3の「知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問）」と関連する諮問事項ですので、3つの諮問事項について、県から一括して説明をお願いします。

○福元水産技師

水産振興課漁業監理係の福元です。よろしく願いいたします。

まず、議題1「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」、資料1に基づいて説明いたします。

本諮問事項は、漁業法改正に伴い、これまで特別採捕許可によってシラスウナギを採捕しておりましたが、漁業許可による採捕に移行する必要があることから、今回、諮問するものです。

漁業許可に移行する理由及び背景については、議題4にて説明させていただきますので、諮問事項についてご説明いたします。

諮問文を読み上げます。資料1の1ページをご覧ください。水振第389号、令和4年8月17日、水産振興課扱い、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）、このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

資料の2ページをご覧ください。

令和4年12月から開始するシラスウナギ採捕は知事許可漁業の稚うなぎ漁業となります。漁業種類としましては、稚うなぎ漁業の手すくい、手すくい及びふくろ網となります。

資料の9ページをご覧ください。手すくい及びふくろ網についてのイラストを掲載しております。手すくいについては河川及び海岸等において、このようなたも網を用いて採捕する漁業になります。

ふくろ網につきましては、熊毛海区での操業はありませんが、杭を川底に打ち込み網を敷き、遡上してくるシラスウナギを採捕する漁法になります。

熊毛海区におきましては、西之表、南種子において、約100の河川でシラスウナギの採捕をしているところです。

資料の2ページをご覧ください。漁業時期につきましては、令和4年12月13日の日の入りから、休漁期間を挟みまして、令和5年3月31日の日の出までとします。

こちらは、毎年、養鰻組合、採捕組合、内水面漁連の3者が協議をして決定するものがあります。船舶の総トン数、推進機関の馬力数については、稚うなぎ漁業は船舶ごとの許認可をするものではありませんので、定めなしとしております。

漁業を営む者の資格につきましては、現在、各地域に採捕組合がございまして、その採捕組合に属する者としております。

6ページ以降に別表として操業区域の一覧を示しております。熊毛海域につきましては、8ページになりますが、32番から34番が採捕区域に該当します。

公示する制限措置につきましては説明は以上になります。次に議題2の「知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）」ご説明いたします。

資料2をご覧ください。諮問事項ですので諮問文を読み上げます。水振第390号、令和4年8月17日、水産振興課扱い、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）、このことについて、鹿児島県漁業調整規則第11条第7項に規定する許可の基準を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

2ページをご覧ください。考え方としましては、他の漁船漁業でお諮りしているものと同じで、優先順位の第1位として、前年、当該漁業許可又は稚うなぎ特別採捕許可を受けた者で、かつ前年の操業実績がある者。第2位に過去3年に当該漁業許可等を受けた者で、かつ操業実績がある者。そしてそれ以外の者という順で優先順位をつけたいと考えております。議題2についての説明は以上になります。続いて議題3の説明に移ります。

資料3をご覧ください。「知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問）」をご覧ください。

3ページをご覧ください。鹿児島県漁業調整規則の抜粋を掲載しております。

鹿児島県漁業調整規則第15条にて、許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とするとあります。

2号に第4条第1項第1号から第3号までに掲げる漁業は有効期間を1年と定めるとあり、稚うなぎ漁業につきましては第4条第1項第2号に該当する漁業になります。

鹿児島県漁業調整規則第15条第2項に、知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係漁業調整委員会の意見を聞いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。とあることから、今回お諮りするものです。

それでは1ページをご覧ください。水振第391号，令和4年8月17日，水産振興課扱い，熊本海区漁業調整委員会会長様，鹿児島県知事，知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問），このことについて，漁業許可の有効期間を別紙のとおり定めたいので，鹿児島県漁業調整規則第15条第2項の規定により，貴委員会の意見を求めます。

2ページをご覧ください。漁業種類は，稚うなぎ漁業，漁業許可の有効期間については，12月1日から翌年3月31日までの間で毎年定める期間，対象の漁業者は，公示した制限措置に該当する者，短期許可の理由は，稚うなぎ漁業は稚魚を漁獲するという性質上，資源管理を行う必要があり，採捕期間を12月から翌年3月までに制限している。また，河川の状態等を考慮した上で許可をする必要があるため，同期間内で毎年協議により定める期間で短期許可をする必要があることから，今回お諮りするものです。

議題3についての説明は以上になります。議題1～3について，ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○甲山会長

ありがとうございました。ただいまの水産振興課からの説明に対して，ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは，順番に議決をとります。

まず，議題1の「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」は，原案のとおり定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では，そのように答申することに決定します。

○甲山会長

続きまして、議題2の「知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）」は、原案のとおり定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では、そのように答申することに決定します。

○甲山会長

それでは、議題3の「知事許可漁業に係る許可の有効期間について（諮問）」は、原案のとおり定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では、そのように答申することに決定します。

○甲山会長

議題4は、「稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針について（協議）」です。
これは、協議事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○福元水産技師

議題4は議題1～3に係る稚うなぎ漁業許可の取扱方針について協議するものです。
資料4の1ページをご覧ください。まず経緯についてご説明いたします。

現在、うなぎ養殖用の種苗として、26都府県で特別採捕許可により、シラスウナギを採捕しております。

令和2年12月に施行された改正漁業法により、なまこ、あわび、うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎ）が特定水産動植物に指定されました。うなぎの稚魚については令和5年12月から適用されることになっております。

特定水産動植物は、漁業権に基づく採捕、漁業許可に基づく採捕、試験研究など資源等への影響が軽微な場合等を除き、いかなる場合も採捕してはならないと規定されています。

このことから、採捕の実態があるすべての都府県において、令和5年12月までに、現行の特別採捕許可から漁業許可へ移行するか、漁業権に基づく採捕に移行する必要があります。本県においては、令和4年漁期から漁業許可へ移行することとしております。

漁業許可化の方針でございますが、現行の特別採捕許可における体制は、これまでの調整により採捕現場に根付いているものであり、漁業許可への移行に伴うハレーションを最小限に抑える必要があることから、原則として現行の体制を維持することを基本といたし

ます。

その上で、令和7年12月に予定されているうなぎ稚魚への水産流通適正化法の適用を見据え、適切な流通に資することや、法令に則していること、水産庁からの指導内容等を考慮し、漁業許可へ移行することとしております。

2ページをご覧ください。これまでの許可の対象は種苗採捕組合に属する者としておりましたが、今後は出荷先（稚うなぎ取扱業者、養鰻業者、養鰻団体）と集出荷契約を結んだ種苗採捕組合に属する者又は出荷先と集出荷契約を締結した者としします。

漁業許可になりますので、基本的には流通は自由であることから、許可の上では制限ができませんが、流通経路を把握するため、このような許可の対象としております。

続きまして、適格性の基準としまして、他の漁船漁業でも定めていますが、制限措置を公示した日から起算して1年以内に漁業または労働関係法令に違反していない者といたします。

漁具及び漁法については、たも網を用いた手すくい及びふくろ網ということで、現行と同じとします。許可数につきましては、漁業許可移行年の前年の許可数を上限とします。操業区域、許可期間及び漁業時期、夜間操業につきましては、現行と同じとします。

条件にあります、踏み出しというのは、川底の泥中に潜っているウナギを水中に出して採捕するという方法になります。この漁法についてはウナギの魚体を傷つけ、池入れしても死んでしまうということから、禁止としており、日の出から日没までの間についても採捕禁止としております。

許可の停止要件ですが、これまでの特別採捕許可では、県内の養鰻業者の池入量が上限に達すると認めて知事が指定した場合としておりました。

うなぎ養殖業につきましては、農林水産大臣の許可が必要となっております。許可ごとシラスウナギの池入れ数量の上限がございますが、県内の合計が約8トン、全国における合計が21.7トンございます。

今後、漁業許可に移行するにあたって、我が国全体の養鰻業者の池入量が上限に達すると認めて知事が指定した場合に、許可の停止を通知することとなります。

こちらは水産庁から許可の方針で、稚うなぎ漁業につきましては、日本全国の養殖用種苗の確保として定める必要があるということで、このような停止要件としております。

稚うなぎの出荷について、これまでは指定した集出荷人以外の者への出荷は禁止しておりました。今後は、出荷先の制限はしませんが、数量把握はする必要がありますので、採捕した稚うなぎの検量場所を指定することとしております。

取扱方針は全体として大きく変わるものではありませんが、各項目で変わるところがございます。それらについて示したものが、4ページ、5ページの案になります。6～8ページには、稚うなぎ漁業許可化に移行するにあたっての水産庁の指導文書、9～10ページには、これまでの取扱方針を掲載しております。

なお、この取扱方針及び先ほどの諮問事項については、先般開催されました鹿児島県内水面漁場管理委員会、鹿児島海区漁業調整委員会にて適切である旨の答申をいただいていることを申し添えます。

説明は以上になります。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

○甲山会長

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

議題4の「稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針について（協議）」は、原案のとおりとし、この件は終了いたします。

○甲山会長

議題5は、「令和5年の漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針について（協議）」です。これは、協議事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○村田技術専門員

漁業調整係の村田です。資料5に基づいて、ご説明いたします。

本議題は令和5年の漁業権一斉切替に関しまして、県が策定します漁場計画の樹立方針に関する協議になります。

令和5年8月31日をもちまして、現在免許されている漁業権が全て消滅いたします。漁業者の皆様には9月1日より新たな漁業権を用いて漁業生産を行っていただくこととなります。県では、昨年度より漁業権一斉切替に向けた現地ヒアリング、測量を実施しているところであります。現地調査については概ね終了しております。現在、調査結果の精査や確認作業を行っているところでございます。

今後、これらの現地調査を踏まえまして、漁場計画案の策定、委員会の諮問、答申を得まして、海区漁場計画を作成し、公表、免許申請という流れで進められていく予定ですが、漁場計画を策定するうえでの樹立方針について、当委員会にてご協議、ご了承を得たいというものです。

令和5年漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針ということで、共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権の3つの漁業権に関するものです。

内容を読み上げます。漁場計画については、水産庁からの切替に関する技術的助言や漁業法及び同法関係通知に基づき、水面の総合利用による漁業生産力の維持発展と漁業振興の観点から、今後5年、10年間の長期的展望に立ち、次の点に留意しながら、地域における漁業慣行と漁場利用の現状に配慮して樹立する。

1点目、栽培漁業との調和、2点目、資源管理型漁業の促進との調和、3点目、環境に配慮した養殖業の持続的な生産の確保、4点目、漁業協同組合の合併との調整、これらに留意しながら樹立をしていきたいと考えております。

漁場計画に記載される事項についてご説明します。

1、漁場区域の表記について、漁場区域の表記については、緯度経度を用いた表記とするということで、こちらについては10年前の一斉切替の際から、緯度経度を用いた表記を行っており、（1）共同漁業権のうち①第1～3種共同漁業権については、陸上基点の名

称を記載するとともに、陸上の基点及び沖合の各点を緯度経度で表記します。

②第3種共同漁業権のうち、つきいそ・飼付け漁業については、緯度経度で表記した中心点と漁場の範囲を表す半径距離で表記します。

(2) 定置網漁業権については、陸上基点と漁場を囲む各点を緯度経度で表記します。

(3) 区画漁業権については、漁場を囲む各点を緯度経度で表記します。

次に各漁業権の記載事項の方針についてご説明いたします。

2. 共同漁業権について、共同漁業権は、漁業協同組合が資源の保護培養、漁業調整等漁場の管理が可能な範囲で計画を樹立することとしており、(1) 漁場の区域については、原則として現行の漁業権区域とする、(2) 関係地区は原則として現行の関係地区とする、(3) 共有漁業権は漁業権の管理および行使の実態を踏まえ、必要であれば漁場の区域及び関係地区を見直すこととしております。

(4) 漁業種類ごとの方針についてです。①第1種共同漁業権について、行使実態のない漁業や経済的価値が低いものや資源管理意識が低い漁業は、原則として漁業権の内容から除くものとしております。これは活用されていない漁業については、削除、新たに活用されている漁業については、追加、など現場の実態に応じて計画を樹立したいと考えております。

②第2種共同漁業権についてです。行使実態のない漁業や機動性を有するようになった漁業は、漁業権の内容から除きたいと考えております。

③第3種共同漁業権についてです。これも同様の考えで、行使実態のない漁業は漁業権の内容から除くこととしたいと考えております。つきいそ漁業、飼付け漁業については、漁場管理が適正に行われ、他の漁業との調整が整ったものに限り、新規の漁場を計画すると考えております。

2ページをご覧ください。2. 区画漁業権についてです。

(1) 2漁期以上行使のない漁場又は行使見込みがない漁場は、漁場計画を樹立しないという方針でいきたいと考えております。

(2) 漁場の区域は、必要最小限の漁場区域で漁場計画を樹立する。

(3) 新規漁場については、地域の漁業振興上特に必要があり、かつ、環境保全上及び社会経済上問題がないと判断される場合に漁場計画を樹立する。

(4) 魚類養殖業に関しては、鹿児島県魚類養殖指導指針に基づき漁場計画を樹立するとともに、特殊な海域においては、原則として漁場の拡大を行わない。

(5) 漁場計画を樹立する全ての魚類養殖漁場については、養殖漁場の改善を促進させ持続的な養殖生産の確保を図るために、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画を策定させることとして従来通りの方針で策定したいと考えております。

(6) クロマグロ養殖については、国際的な資源管理の流れを受け、農林水産大臣及び水産庁の技術的な助言を踏まえ、次の取扱いとする方針です。

①クロマグロを対象とする区画漁業の名称は、「くろまぐろ小割式養殖業」とする。

②天然種苗を用いたクロマグロ養殖については、平成24年度の養殖規模を超えては計画しない。

③人工種苗を用いたクロマグロ養殖については、種苗導入計画等の養殖計画の実現性が確かであるとともに漁業権者が実効性のある守措置を講じるもののみを計画する。

④人工種苗を用いたクロマグロ養殖とは次のものを指す。

ア 人工種苗生産用親魚養成，種苗生産に用いるクロマグロ親魚の養成，

イ 人工種苗を用いたクロマグロ生産，種苗生産されたクロマグロ稚魚又は，中間育成された人工種苗由来のクロマグロ養魚を養成し，出荷するまでの養殖
という形で規定し，計画を樹立する方針でいきたいと考えております。

3，定置漁業権についてです。

(1) 2漁期以上行使のない漁場並びに行使見込みがない漁場は，漁場計画を樹立しない。

(2) 新規漁場については，利害関係者間で十分事前協議がなされ，内容の調整が図られている場合に限り，漁場計画を樹立する。

(3) 一つの身網と垣網の組み合わせを持って1ヶ統として計画を樹立する。

(4) クロマグロを主たる漁獲物とする定置網については，新規免許を行わない。という方針で進めて参りたいと考えています。

説明は以上になります。令和2年12月，漁業法の改正が行われたところですが，漁場計画の樹立に関する国の技術的助言については，新たに必要となった手続きに関する項目や制度見直しによる技術の追加等，細かい助言はされているところではございますが，共同漁業権，区画漁業権，定置網漁業権については，10年前の一斉切替時と大きな変更はみられておりません。

このような点からも，今回，協議をお願いした漁場計画の樹立方針については，平成25年，30年の切替時の方針を踏襲した内容であり，漁業の免許切替として進めていく方針であることを申し添えます。説明は以上になります。

○甲山会長

ありがとうございました。ただいまの水産振興課からの説明に対して，ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

議題5の「令和5年の漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針について（協議）」は，原案のとおりとし，この件は終了いたします。

○甲山会長

議題6は，「くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」です。

これは，報告事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○富安技術主幹

水産振興課漁業監理係の富安です。資料6をご覧ください。

くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用につい

て（報告）ご説明いたします。

まず、経緯についてご説明いたします。1ページをご覧ください。本県定置網漁業におけるクロマグロ大型魚の漁獲について、令和4年6月9日から10日にかけて魚体重100kgを超える個体のまとまった入網があり、6月10日時点で同漁業の総漁獲量は5,216kgとなりました。

このようなことを受けて、同漁業の当初の漁獲可能量である5.1トンに県の留保枠から0.2トンを追加配分し、漁獲可能量を5.3トンとしました。なお、上記の追加配分の措置により本県におけるクロマグロ大型魚の留保枠は0トンとなっております。

措置についてですが、クロマグロの漁獲可能量については、今後、しばらく国からの追加配分が見込めないこと及び他の都道府県からの融通が見込めないことから、鹿児島県定置漁業（クロマグロ大型魚）を採捕停止としました。

なお、採捕停止の告示は6月21日発行の県公報により行いました。

参考までに、クロマグロ大型魚の管理区分ごとの漁獲可能量と漁獲実績を記載しております。なお、鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業の備考欄について、令和4年5月13日～採捕停止中となっておりますが、令和4年5月14日の誤りです。資料の修正をお願いいたします。説明は以上になります。

○甲山会長

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○甲山会長

現在、国からの追加配分は見込めないのでしょうか。

○富安技術主幹

クロマグロの管理期間が令和4年4月から令和5年3月までとなりますが、まだ管理期間の前半であることから、国からの追加配分や他の都道府県から融通が見込めない状況となっております。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了いたします。

○甲山会長

議題7は、「全国海区漁業調整委員会連合会総会について（報告）」です。

これは、報告事項です。事務局から説明をお願いします。

○櫻井書記

事務局の櫻井でございます。資料は右肩に資料7と書いてあるものです。議題は全国海区漁業調整委員会連合会総会（報告）についてという報告事項となっております。

1ページをご覧ください。令和4年6月27日付けで全国海区漁業調整委員会連合会会長より各海区漁業調整委員会会長に対し、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第58回）の結果について、という通知文がきています。

内容につきましては、令和4年度通常総会は全国的な新型コロナウイルスの感染拡大等を考慮し、書面による表決とし、令和4年6月20日、会長による書面表決書の確認を行った結果を報告するという内容となっております。

めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

こちらは書面表決の結果となっております。表決の内容につきましては、下の表をご覧ください。議案につきましては、第1号議案が令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について、第2号議案が令和4年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について、第3号議案が協議事項（中央要望活動）、第4号議案が次期総会の開催地について、以上の4つとなっております。

表決の結果が右の欄に示されております。全ての議案について、過半数の承認をもって原案どおり可決されました。

続きまして、3ページをご覧ください。

こちらは全国海区漁業調整委員会連合会会長から全国海区漁業調整委員会連合会会員宛に送付された、先ほどご説明申し上げました表決について依頼する文書となります。

例年、こちらの書面決議については、事務局から会長へ依頼しておりますが、今年は書面決議を依頼する期間、会長が対応できなかったことから、4ページにありますとおり、会長職務代理者第1位の伊東委員に表決依頼を行い、5ページにあります表決書を全国海区漁業調整委員会事務局へ提出させていただきました。

事務局からの説明は以上になります。

○甲山会長

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了いたします。

○甲山会長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆さまから何かありますか。

○甲山会長

全体を通して、御意見・御質問はありませんか？

○八板委員

先ほどのクロマグロのTACに関しまして、熊毛海域にも複数の定置網があるかと思いますが、現状、クロマグロは入ってきているのでしょうか。

○甲山会長

クロマグロは熊毛海域の定置網にも入ってきています。魚体が大きいものが多く、漁獲枠がすぐに埋まってしまっているのが、現状です。

○甲山会長

その他として事務局から何かありますか？

○久保菌事務局長

特にございませぬ。

○甲山会長

それでは、他に無いようですので、議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

○久保菌事務局長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第2回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。
皆様、お疲れ様でした。

令和4年8月26日午後2時10分閉会